

## 小出公園支障木伐採業務委託 仕様書

本業務委託の施工にあたっては、本仕様書及び魚沼市委託契約条項（令和4年告示第159号）に基づき安全かつ適正に施工するものとする。

### 1 番号

6 都公委第11号

### 2 件名

小出公園駐車場立木伐採業務委託

### 3 業務内容

立木（スギ）3本を伐採の上、幹材及び枝条等を関係法令等に基づき、廃棄するもの。

### 4 実施場所

魚沼市 青島 地内

### 5 契約期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

### 6 作業方法及び留意事項

当該作業の実施に当たり、安全第一の下、不慮の事故が発生しないよう十分配慮するとともに、発注者の業務に支障のないよう、次の事項に留意の上、実施すること。

- (1) 伐採する樹木、枝打する樹木についてはそれぞれ別紙の位置図のとおりとする。
- (2) 作業従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。
- (3) 樹木の伐採はできる限り地際から切り取ること。
- (4) 伐採時は、木の倒れる方向の安全を確認し、残す樹木や工作物への損傷を与えないように注意すること。
- (5) 作業においては、通行人、車両、近隣住民等に樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入することがないように表示板の設置等をするなど、安全確保に努めること。
- (6) 受注者の過失により発注者及び第三者に対し損害を与えた場合、受注

者の責任により賠償すること。

- (7) 作業の安全確保のため作業員には、危険防止のための指導及び装備をさせること。
- (8) 伐採した幹、枝等の処分の全部又は一部を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。
- (9) 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時点検を十分に行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないよう努めること。
- (10) 作業終了後の後始末は、作業現場や道路等に樹木の幹や枝を残すことがないように十分配慮すること。
- (11) 業務が完了したときは、発注者に完了したことを申出、確認を受けること。

## 7 提出書類等

- (1) 着手届
- (2) 作業完了報告書
- (3) 写真（作業前、作業中、完成時）
- (4) 作業記録（打合せ簿、作業日誌、協議書他）

## 8 その他

当該仕様書に定めない事項について、実施上疑義が生じた場合は、両者協議をすること。